○厚生労働省告示第三百九十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月十三日

厚生労働大臣　舛添　要一

「（ブリティッシュ・コロンビア州を除く。）」を削り、「ウズベキスタン」を「ウズベキスタン英国（ウィルトシャー州を除く。）」に、「スウェーデン　スペイン」を「スウェーデン」に、「フィンランド　フランス」に改める。

○厚生労働省告示第三百九十七号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十三日付けで次世代育成支援対策推進センターとして次の団体を指定したので告示する。

平成二十一年八月十三日

厚生労働大臣　舛添　要一

厚生労働大臣が指定する次世代育成支援対策推進センター

名称	主たる事務所の所在地
長野県中小企業団体中央会	長野県長野市中御所字岡田百三十一番地十
社団法人橿原市経済倶楽部	奈良県橿原市久米町六百五十二番二号
福岡県中小企業団体中央会	福岡県福岡市博多区吉塚本町九番十五号

○厚生労働省告示第三百九十八号

平成十六年厚生労働省告示第二百二十七号、平成十六年厚生労働省告示第三百号、平成十七年厚生労働省告示第二十二号及び平成十九年厚生労働省告示第二百五十九号をもって告示した次世代育成支援対策推進センターから、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十号）第十六条第一項の規定により次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第二項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので告示する。

平成二十一年八月十三日

厚生労働大臣　舛添　要一

名称	変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	変更の日
山形県中小企業団体中央会	山形県山形市城南町一丁目十六番一号	山形県山形市城南町一丁目一番一号	平成十八年十月一日
東京経営者協会	東京都千代田区大手町一丁目九番四号	東京都千代田区大手町一丁目三番二号	平成二十一年四月二十日
社団法人新潟県経営者協会	新潟県新潟市川岸町一丁目四十七番地三	新潟県新潟市中央区川岸町一丁目四十七番地三	平成十九年四月一日
新潟県中小企業団体中央会	新潟県新潟市川岸町一丁目四十七番地一	新潟県新潟市中央区川岸町一丁目四十七番地一	平成十九年四月一日

山梨県経営者協会	山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号	山梨県甲府市中央四丁目十二番二十一号	平成二十年九月一日
社団法人静岡県経営者協会	静岡県静岡市追手町十番三百三号	静岡県静岡市葵区追手町十番三百三号	平成十七年四月一日
静岡県中小企業団体中央会	静岡県静岡市追手町四十四番一号	静岡県静岡市葵区追手町四十四番一号	平成十七年四月一日
愛知県中小企業団体中央会	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目四番三十九号	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目四番七号	平成十八年六月十九日
三重県経営者協会	三重県津市丸の内養正町四番一号	三重県津市丸之内養正町四番一号	平成二十一年八月十三日
堺経営者協会	大阪府堺市中安井町三丁二番十三号	大阪府堺市堺区中安井町三丁二番十三号	平成十八年四月一日
兵庫県中小企業団体中央会	兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目二十八番三十三号	兵庫県神戸市中央区下山手通四丁目十六番三号	平成十九年四月十六日
社団法人鳥取県経営者協会	鳥取県鳥取市扇町三番地	鳥取県鳥取市本町三丁目二百一番地	平成二十一年四月二十七日
岡山県経営者協会	岡山県岡山市田町一丁目三番一号	岡山県岡山市北区田町一丁目三番一号	平成二十一年四月一日
岡山県中小企業団体中央会	岡山県岡山市弓之町四丁目十九番二百二号	岡山県岡山市北区弓之町四丁目十九番二百二号	平成二十一年四月一日
呉商工会議所	呉市本通二丁目六番三号	広島県呉市宝町一番十号	平成二十年五月三十日
熊本県経営者協会	熊本県熊本市下通一丁目七番九号	熊本県熊本市下通一丁目七番十九号	平成二十一年八月十三日

○厚生労働省告示第三百九十九号

平成十六年厚生労働省告示第二百二十七号をもって告示した関西経営者協会は、平成二十一年五月二十五日をもって解散したので、当該団体に係る次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第一項の規定に基づく厚生労働大臣の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成二十一年八月十三日

厚生労働大臣　舛添　要一